

順町・三町式下中学校組合立式下中学校
令和4年度「いじめ防止基本方針」

1、はじめに（学校の基本方針）
式下中学校組合立式下中学校「いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）第13条」を受けて、その理念を具体化し、式下中学校の全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組むための指針である。
いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
このことから、本校では、全教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人一人に「いじめを行わない」「いじめを許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目標とするものである。
そのために、教職員自身が、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研修するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

2、いじめの問題に関する基本的な考え方
いじめは重大な人権問題であり、決して許すことができない行為である。しかし、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。
- 加害者や被害者になりそうな生徒等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に「生徒全員に注意を注ぐ」と判断せず、全員を対象とした取組を行う。
- 些細なこと
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

3、いじめ防止のための体制

(1) いじめ防止のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を効果的に行うため、「いじめについての主任者会議」（*）の組織をおく。
*主任者会議の構成員：校長、教頭、生徒指導主事、人権教育推進教員、教育相談部長、学年主任、スクールカウンセラー（以下、SC）・スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）その他

(2) いじめ防止に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。いじめ防止等に係る年間計画は次の通り。

〈1学期〉

○は年間運営で取り組む

- 職員会議・研修等での生徒情報の交流
- 人権学習や道徳授業で、なかま集団のあり方や人権尊重について学習
- 心の教室の運営やスクールカウンセラーによる教育相談の機会の充実
- SSWと連携して、「いじめの未然防止や再発防止」に努める。
- ・いじめ防止基本方針の趣旨を確認
- ・二者面談（教育相談）週間の実施（6月）*「個人相談カード」（こころとからだのチェックリスト、以下チェックリスト）の活用
- ・「こころといじめのアンケート」（以下、アンケート）調査の実施と事後の取組を進めるとともに、進捗状況や方向性を確認する。
- ・インターネットトラブルの危険性を学習、啓発（天理警察等と連携した講習会を実施その他の機会を通じて）
- ・教育相談研修として、事例検討会やSC、SSWからの学び。
- ・アンケート結果を受けて、事例検討会やSC、SSWからの学び。
- ・互いの人権を振り返り、「人権作文」にまとめる。

〈2学期〉

- ・全校人権作文発表会を実施
- ・1学期のアンケートで把握した事象への継続的な取組の推進
- ・二者面談（教育相談）週間の実施（11月）*「チェックリスト」の活用

〈3学期〉

- ・二者面談（教育相談）週間の実施（2月）*「チェックリスト」の活用
- ・アンケート結果の確認と現状・取組交流
- ・生徒、教師、保護者アンケートによる学校評価を踏まえた本年度の総括を実施

4、いじめの問題への取組

(1) 未然防止に向けて～いじめを生まない土壌づくり～

- ① 認め合い支え合える集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」「自己肯定感」を育む授業や学校行事
 - ・生徒（会）等が行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援（あいさつ運動や標語づくりや人権作文）
 - ・学校教育全般で、生徒と教師のコミュニケーションを深める
- ② 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権学習や道徳授業の充実
- ③ 情報リテラシーの育成の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- ④ 生徒等の様子の把握
- ⑤ 保護者・地域・関係機関との連携

(2) 早期発見～小さな変化に対する敏感な「気づき」～

- ① 情報の収集
 - ・校内研修などで「気づく」力を高める
 - ・生徒、保護者、地域との連携と情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集（生徒、保護者）
 - ・アンケートの実施
- ② 教育相談の充実
 - ・心の教室の運営
- ③ 情報の共有
 - ・報告の徹底と教職員の情報共有
 - ・配慮の徹底等との支援と情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底

(3) 早期対応～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応する～

- ① 生徒への指導・支援と保護者との連携
 - ・いじめの発見、通報があった場合は、特定の職員で抱え込むのではなく、速やかに組織的に対応する。被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。
 - ・いじめを受けた生徒へは、被害を最小限に止めるとともに、抜本的な解決が図られるまで保護者にも寄り添い、協力して援助を行う。いじめを受けた生徒の意向を踏まえた解決法や指導を行う。また、保護者には、いじめの事実の報告とその解消に向けた具体的な対策を説明する。
 - ・いじめた生徒に対しては、事実確認後相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を育む。また、保護者には、事実や背景の調査後報告し、解消に向けた指導、助言等を行い連携する。
- ② 教育委員会や関係機関との連携
 - ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大な事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を協議する。
 - ・いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、いじめが重大な事態と認められるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) いじめ解消の要件

- ① いじめ行為がやんでいること
- ② 被害者に対する行為が3ヶ月以上継続して止んでいること。
- ③ 被害生徒の状態
 - 被害生徒及び保護者に面談等で確認の上、いじめ行為が止み、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(5) 再発防止

- ・いじめは再発しやすいことから、早期に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

5、おわりに

ここに定めた式下中学校「いじめ防止基本方針」に則り、学校や学級集団づくりを進め、いじめや不登校の課題を乗り越えていくことが、生徒一人一人を大切に教育を展開することには欠かせない。生徒の変化の「早期発見—早期対応—粘り強い取組の継続」を原則として校内の総合的な取組を進め、生徒が安心できる「心の居場所」ある学校づくりを進めた。